

四日市市告示第 1 4 6 号

四日市市地区防災組織活動補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 2 8 月 3 月 3 1 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市地区防災組織活動補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市地区防災組織活動補助金交付要綱（平成 2 4 年四日市市告示第 2 2 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この要綱は、<u>四日市市補助金等交付規則(昭和 57 年四日市市規則第 11 号)</u>に定めるもののほか、<u>地区防災組織が行う地域防災力の強化を図るための防災意識及び能力向上のための活動並びに防災資機材の購入に対する補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(交付対象者)</u></p> <p>第 2 条 <u>補助金の交付の対象となる地区防災組織は、四日市市地区防災組織連絡協議会を構成する地区防災組織 29 組織</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この要綱は、<u>地区防災組織が行う防災意識及び能力向上のための活動並びに防災資機材の購入に対する補助金を交付することについて必要な事項を定め、地域防災力の強化を図ることを目的とする。</u></p> <p><u>(定義)</u></p> <p>第 2 条 <u>この要綱において「地区防災組織」とは、地区連合自治会組織又は住民により地区単位で自主的に結成され、大地震その他の災害に備えて、その被害の軽減及び応急対策の確実かつ迅速な実施のために活動する組織をいう。</u></p> <p><u>(交付対象)</u></p> <p>第 3 条 <u>補助金の交付を受けようとする地区防災組織は、当該年度の 7 月 1 日までにあらかじめ地区防災組織結</u></p>

とする。

第3条（略）

第4条（略）

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする地区防災組織（以下「申請者」という。）は、四日市市地区防災組織活動補助金交付申請書（第1号様式）に整備予定防災資機材の見積書の写し及び地区市民センター館長の副申書（第2号様式）を添付して、市長に提出しなければならない。

2 （略）

第6条 （略）

2 市長は、前項による交付決定を行った場合、四日市市地区防災組織活動補助金交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。この場合において、市長は補助金交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

成報告書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、前年度以前に地区防災組織結成報告書を提出した地区防災組織で、その規約内容等について変更のないものは、地区防災組織結成報告書の提出を省略することができる。

第4条（略）

第5条（略）

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする地区防災組織（以下「申請者」という。）は、四日市市地区防災組織活動補助金交付申請書（第2号様式）に整備予定防災資機材の見積書の写し及び地区市民センター館長の副申書（第3号様式）を添付して、市長に提出しなければならない。

2 （略）

第7条 （略）

2 市長は、前項による交付決定を行った場合、四日市市地区防災組織活動補助金交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。この場合において、市長は補助金交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(計画の変更)

第7条 申請者は、補助金の交付決定通知を受けた後において補助事業の計画の変更(軽微な変更を除く。)をしようとする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、直ちに市長に四日市市地区防災組織活動補助金変更承認申請書(第4号様式)に整備予定防災資機材の見積書の写し及び地区市民センター館長の副申書(第5号様式)を添付して、市長に提出し承認を受けなければならない。

2 (略)

3 (略)

(計画変更の決定通知)

第8条 市長は、前条第2項の規定により補助金の交付の変更を承認したときは、四日市市地区防災組織活動補助金変更決定通知書(第6号様式)により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 (略)

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、四日市市地域防災組織活動補助金交付取消通知書(第7号様式)に理由を付し、申請者に通知しなければならない。

(計画の変更)

第8条 申請者は、補助金の交付決定通知を受けた後において補助事業の計画の変更(軽微な変更を除く。)をしようとする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、直ちに市長に四日市市地区防災組織活動補助金変更承認申請書(第5号様式)に整備予定防災資機材の見積書の写し及び地区市民センター館長の副申書(第6号様式)を添付して、市長に提出し承認を受けなければならない。

2 (略)

3 (略)

(計画変更の決定通知)

第9条 市長は、前条第2項の規定により補助金の交付の変更を承認したときは、四日市市地区防災組織活動補助金変更決定通知書(第7号様式)により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 (略)

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、四日市市地域防災組織活動補助金交付取消通知書(第8号様式)に理由を付し、申請者に通知しなければならない。

(実績報告)

第10条 申請者は、補助事業が完了したときは速やかに、市長に四日市市地区防災組織活動補助金実績報告書（第8号様式）に活動状況等の写真、成果品及び領収書等の写しを添付のうえ、地区市民センターを經由して市長に提出しなければならない。

(額の確定及び交付)

第11条 市長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、四日市市地区防災組織活動補助金確定通知書（第9号様式）により、補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

2 補助金の確定通知を受けた者は、前項の規定による通知に基づき、速やかに四日市市地区防災組織活動補助金請求書（第10号様式）により補助金を市長に請求しなければならない。

第12条 (略)

第13条 (略)

第14条 (略)

第15条 (略)

(実績報告)

第11条 申請者は、補助事業が完了したときは速やかに、市長に四日市市地区防災組織活動補助金実績報告書（第9号様式）に活動状況等の写真、成果品及び領収書等の写しを添付のうえ、地区市民センターを經由して市長に提出しなければならない。

(額の確定及び交付)

第12条 市長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、四日市市地区防災組織活動補助金確定通知書（第10号様式）により、補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

2 補助金の確定通知を受けた者は、前項の規定による通知に基づき、速やかに四日市市地区防災組織活動補助金請求書（第11号様式）により補助金を市長に請求しなければならない。

第13条 (略)

第14条 (略)

第15条 (略)

第16条 (略)

(2) 第1号様式を削る。

改正後	改正前
<u>第1号様式（第5条関係）</u> （略）	<u>第2号様式（第6条関係）</u> （略）
<u>第2号様式（第5条関係）</u> （略）	<u>第3号様式（第6条関係）</u> （略）
<u>第3号様式（第6条関係）</u> （略）	<u>第4号様式（第7条関係）</u> （略）
<u>第4号様式（第7条関係）</u> （略）	<u>第5号様式（第8条関係）</u> （略）
<u>第5号様式（第7条関係）</u> （略）	<u>第6号様式（第8条関係）</u> （略）
<u>第6号様式（第8条関係）</u> （略）	<u>第7号様式（第9条関係）</u> （略）
<u>第7号様式（第9条関係）</u> （略）	<u>第8号様式（第10条関係）</u> （略）
<u>第8号様式（第10条関係）</u> （略）	<u>第9号様式（第11条関係）</u> （略）
<u>第9号様式（第11条関係）</u> （略）	<u>第10号様式（第12条関係）</u> （略）
<u>第10号様式（第11条関係）</u> （略）	<u>第11号様式（第12条関係）</u> （略）

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。